マイキープラットフォーム構想の概要

~地域活性化戦略(素案)~



平成28年3月24日



マイキープラットフォーム構想の概要

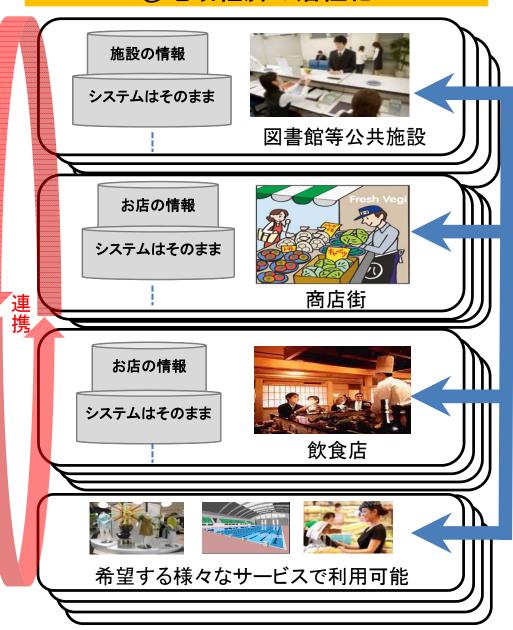
〇 マイキープラットフォーム構想とは

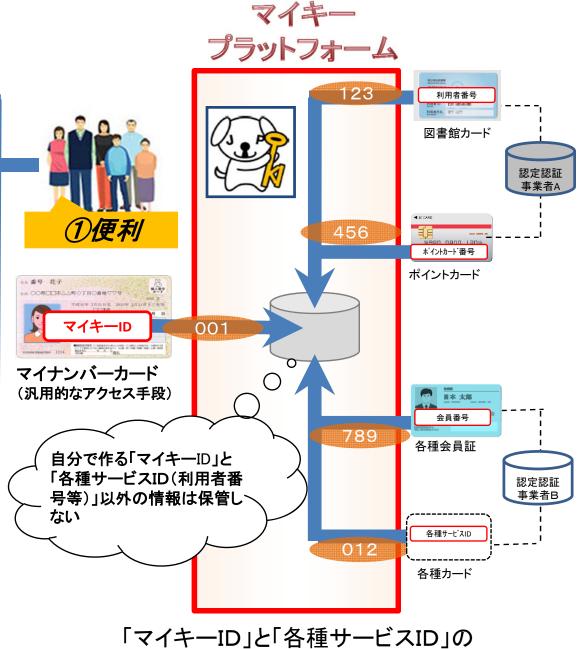
マイナンバーカードのマイキー部分(ICチップの空きスペースと公的個人認証の部分で、国や地方自治体といった公的機関だけでなく、民間でも活用できるもの)を活用して、マイナンバーカードを公共施設や商店街などに係る各種サービスを呼び出す共通の手段とするための共通情報基盤をマイキープラットフォームと呼び、これを利用して行政の効率化や地域経済の活性化につながる具体的道筋を明らかにするもの。

- 〇 検討の前提
 - マイキープラットフォーム構想の検討は、以下の留意点を前提とする。
 - ◇ マイナンバー法で規定された、税・社会保障・災害にしか使えないマイナンバーの 部分とは無関係であること。
 - ◇ マイキーIDは、希望する者が自ら作成できるものとすること。
 - ◇ マイナンバーカードやマイキープラットフォームには、マイキーIDを搭載するが、図書の貸出し履歴や物品の購入履歴等の情報は保有できないこと。
 - ◇ マイキーの行政窓口や店頭での活用においては、カードリーダを利用し、行政窓口 職員や店員等にはカードを手渡すことはないこと。

マイキープラットフォーム構想(素案)

②地域経済の活性化

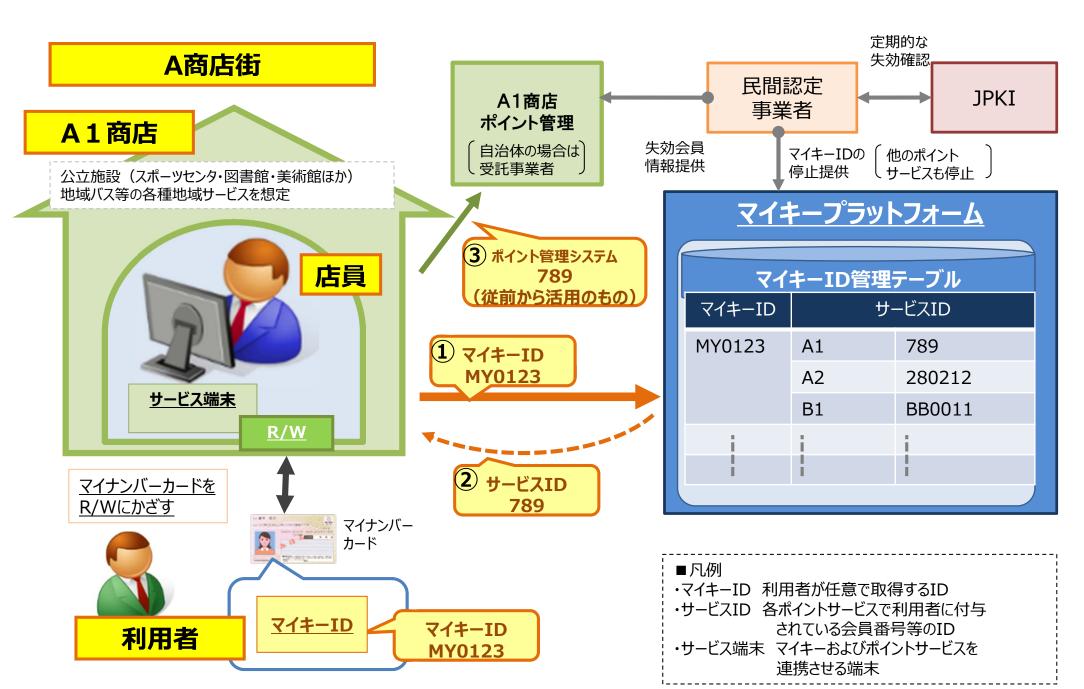




出会いの場

③様々なサービスイノベーションを誘発

マイキープラットフォーム利用のイメージ(素案)



マイナンバーカードのマイキー部分について

◎ICチップ内の電子証明書の利用にはマイナンバー(個人番号)は使用しません

マイナンバーカードの裏面



①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地 方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など 法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体 がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、 保管することは不可

主体が限定法令で利用できる

民

ŧ

含

幅

能広

利間

がめ

用

可

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

・行政機関等(e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等)

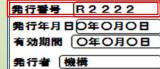
のほか、新たに総務大臣が認める

民間事業者も活用可能に

例:金融機関における インターネットバンキング等

・電子証明書の発行番号と顧客 データを紐づけて管理すること により、様々なサービスに活用 が可能

利用者証明用電子証明書のイメージ





利用者証明用 公開鍵

3空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能 例:印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用 可能に

マイキー部分

ICチップ内のAP構成

電子証明書

(署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

マイキープラットフォームによる地域活性化方策検討会 概要

目的

地域活性化への道筋を明らかにする「マイキープラットフォームによる地域活性化戦略案」の構築を目的とする。

検討項目

①住民視点での行政サービス再編・業務改革

自治体の様々なサービス(図書館・美術館カード、生涯学習カード、ボランティアカード等)を呼び出すカードの共通化による住民の利便性向上を実現しながら、利用する住民の視点から、各種サービスの連携、行政プロセスの簡素化と低コスト化、更には、新たな住民サービスの展開方策を検討するとともに、これらを強力に推進するための支援システムのあり方等、業務改革の道筋を明らかにすること。

②新たな商店街振興策を軸とした地域経済活性化

商店街等の各種ポイントサービス等の先進事例をモデル化し、マイキープラットフォームの活用による低コストでの導入プロセスを示すとともに、自治体サービスとの連携等による新たな商店街の振興策等を軸とした地域経済活性化の道筋を明らかにすること。

- ③多様なサービスイノベーションによる地域経済好循環拡大への期待
 - ・ ①②の道筋や展開の中で、様々なサービスのマッチングの場であるマイキープラットフォームを核として、多様なサービスイノベーションの可能性を模索し地域経済の好循環拡大へ繋がると期待される方向性を明らかにすること。
 - 併せて、民間認証事業の役割を整理しつつ、民間認証事業の振興が住民生活をより豊かにしてゆく道筋を明らかにすること。

マイキープラットフォームによる地域活性化戦略 骨子 (素案)

現状

地域商店街のポイント等の現状

- ポイント、スタンプ、シール等
 - ・ポイントが一定数ないと使えない(満点方式etc)
 - •死蔵されることがある
 - ・顧客分析等ができない



➡デジタルポイントとICカード等が必要

自治体ポイントの現状

- 住民活動等の支援ツール(ヘルスケアポイント・ ボランティアポイントetc)
- 〇 商店街での活用状況
 - 施策コストの制約(ICカード導入困難)
 - ・商店街の受け入れ体制が不十分

📩 ポイントの利用先が限定され、ポイントの 魅力が不足

公共施設等利用者カードの現状

- 多くの利用者カードがバラバラ
 - ・使いにくい(施設間での連携不可)
 - ・死蔵が多い(低い呈示率)
- 住民ニーズの多角的分析が不十分(個々 のシステムを設置)

実 と用 地 域て 経済 活 の 構记

築

対策

目標 全国の商店街売上増 約50兆円→3%増(1.5兆円)

I.クラウド型デジタルポイントの導入等 による地域商店街の生産性向上

中小企業庁等 の支援

- 1ポイントから利用が可能(利便性の向上)
- 1枚のカードに機能の集約(死蔵の回避)
- 〇 顧客分析等が可能に
- ※カード発行費用が不要である等、商店街の 負担軽減

⇒売上増

Ⅱ.自治体ポイントによる地域需要の増大

総務省が制度設 計・システム開発

- 〇 自治体による商店街還元ポイント導入促進 マイナンバーカード利用等により、低コストで 高い呈示率と住民還元率の向上を図る
- 金融ポイント等の支援ポイント化(自治体ポイ ント)により、地域への資金流入を拡大し、商 店街等に環元
- ○地域おこし協力隊による活動支援制度の充実

各自治体の 取組を支援

クレジット会社 原資 (2013年度) 2,090億円/年

等との連携

Ⅲ.マイナンバーカードの活用による公共 施設等の利用率向上

○ 利用者カードの標準化(呈示率向上)

- ・施設間での連携利用の促進
- ▶ 商店街との連携
 - 住民二一ズの多角的分析に活用(クラウドシス) テムの導入促進)

総務省・自治体 による取組

マイキープラットフォームによる地域活性化戦略(素案)~地域総合支援パッケージ~

※マイキープラットフォーム:マイナンバーカードを様々なサービスを呼び出す共通ツールとして利用するための情報基盤

②住民視点での行政サービス改革

- ・行政プロセス簡素化、低コスト化
- ・全国の公共施設を1枚のカードで携ぐ

③地域経済の活性化・好循環拡大

・デジタルポイントの導入等による商業構造改革

(中小企業庁)

様々なサービスイノベーションの誘発



マイキープラットフォームによる新たな商店街振興策を軸とした地域活性化戦略(素案)

- ○マイキープラットフォームにより 自治体の公共施設 商店街
- ├ マイナンバーカード 1枚で

- ○全国の公共施設 商店街(1万3千箇所)
- → 窓口に、 → タブレット、通信設備等を配置。 - クラウド対応のサービスを利用。

活性化の起爆剤

地域総合支援 パッケージ

- 自治体ポイント、地域おこし協力隊
 -) 商店街への顧客分析(CRM等) の導入
- 支援ポイントの地域導入

地域連携による支援

商店街の生産性向上努力

民間活力の地域への導入

マイキープラットフォームによる新たな商店街振興策を軸とした地域活性化効果(素案)

○各種支援パッケージの導入等により売上3%増(約1.5兆円)を目指す

約50兆円 (約1万3千商店街)

オンラインポイント システムの浸透

マイキープラット フォームの活用

- ・自治体ポイント
- ・支援ポイント
- ・滞蔵ポイントの活用

生産性向上による売上増

- デジタルポイントの導入 加速
- ・顧客分析(CRM等)の導入

カードの呈示率の向上による売上増

- ・ポイントの魅力増大
 - ・公共施設・公共交通への優遇ポイント化
 - 各種アライアンス等によるイノベーションの展開
- マイナンバーカードの活用

地域の購買力の増大

(ポイント利用額×ポイント売上倍率)

約50兆円+a

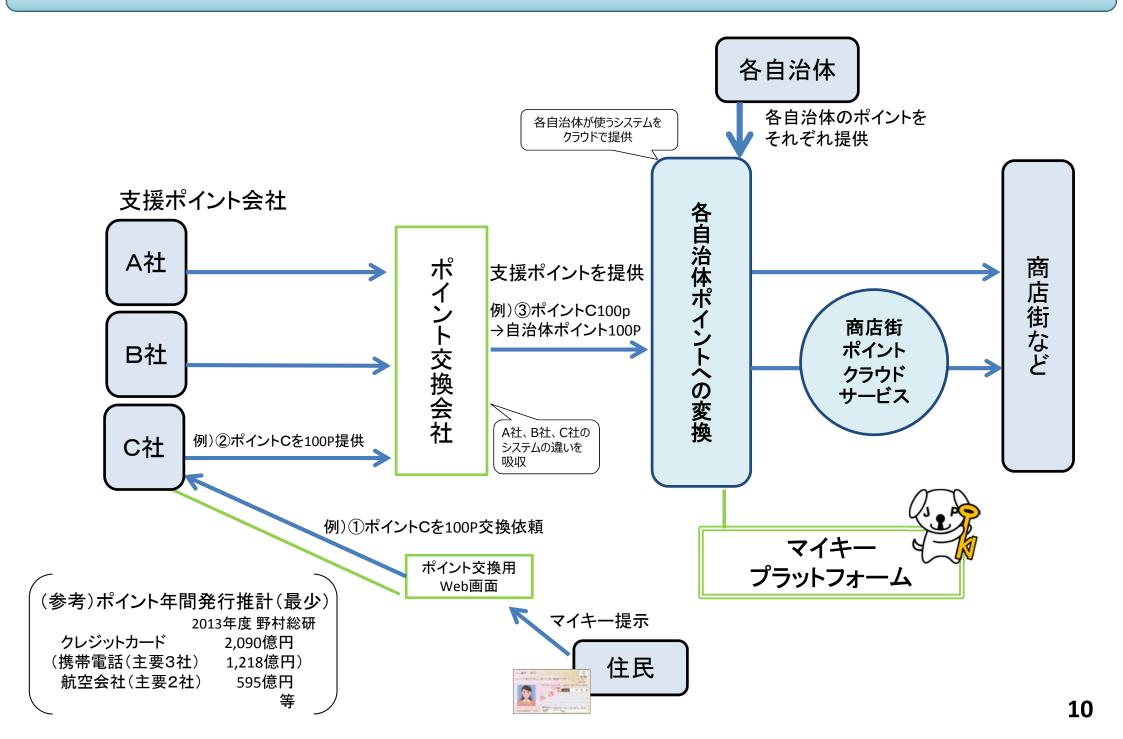
ポイント対象売上

既存ポイント環元分

ポイント対象売上

既存ポイント還元分

マイキープラットフォームにおける支援ポイントのイメージ(素案)

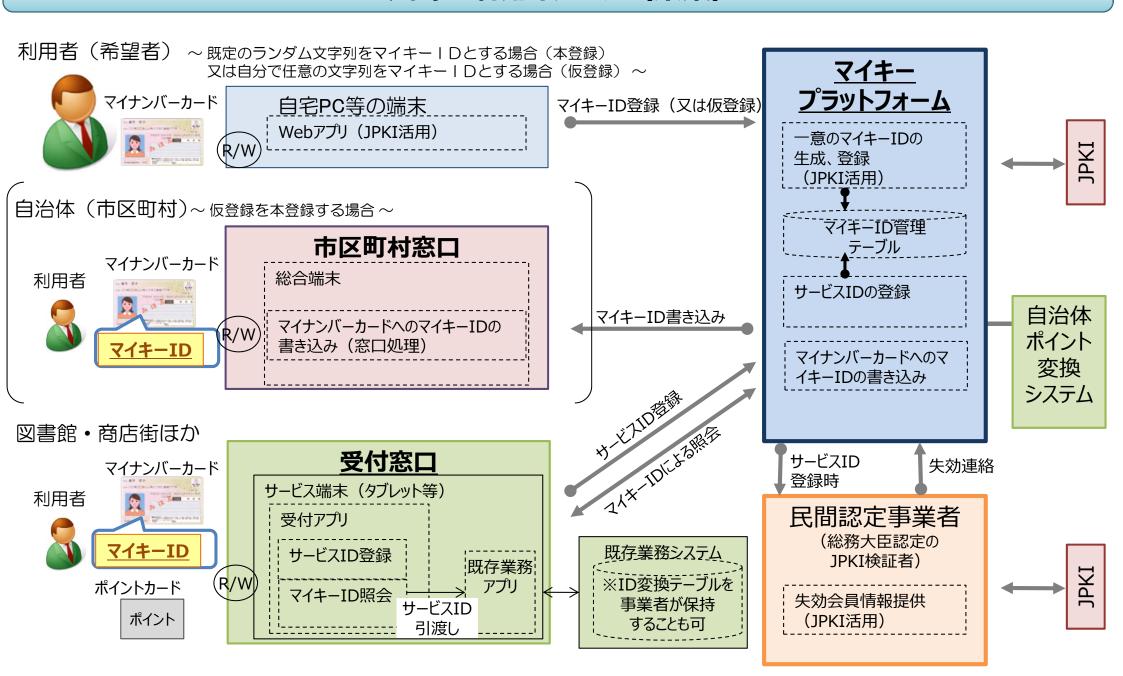


マイキープラットフォームに係る必要設備(素案):図書館・商店街ほか

○マイキーIDとサービスIDの登録 及び マイキーID照会

導入パターン	区分	費用項目	概算経費	備考
タブレット等対応	物品	・タブレット	5万円程度/店舗	
		・通信(Wifi含む)	4千円程度/月	既存流用も可能
		・タブレット用ICカードR/W	1万円程度/店舗	マイナンバー カード対応
		・受付アプリから既存業務システム へのサービスIDの引渡し設定	必要額	
	役務	・受付アプリのダウンロード・インス トール	_	

マイキー利用イメージ(素案)



マイキーIDと登録の方向性(素案)

マイキープラットフォームを用いたマイキーIDの設定、登録に関して、以下の方向で検討中。

・マイキーIDとは

マイキーIDは、交付済のマイナンバーカードに格納されている利用者証明用電子証明書の既定のランダム文字列(14ケタ)を活用することが可能。この場合、受付端末識別記号(9ケタ)とあわせて一意性を担保する。

また、マイキープラットフォームを通じて、利用者が他者と重複しない任意のID(14ケタ)を設定・仮登録したうえで、市区町村窓口にて、マイナンバーカードに格納されている交付済みの利用者証明用電子証明書のランダム文字列を上書することでマイキーIDとして活用することが可能。

·マイキーIDの継続性

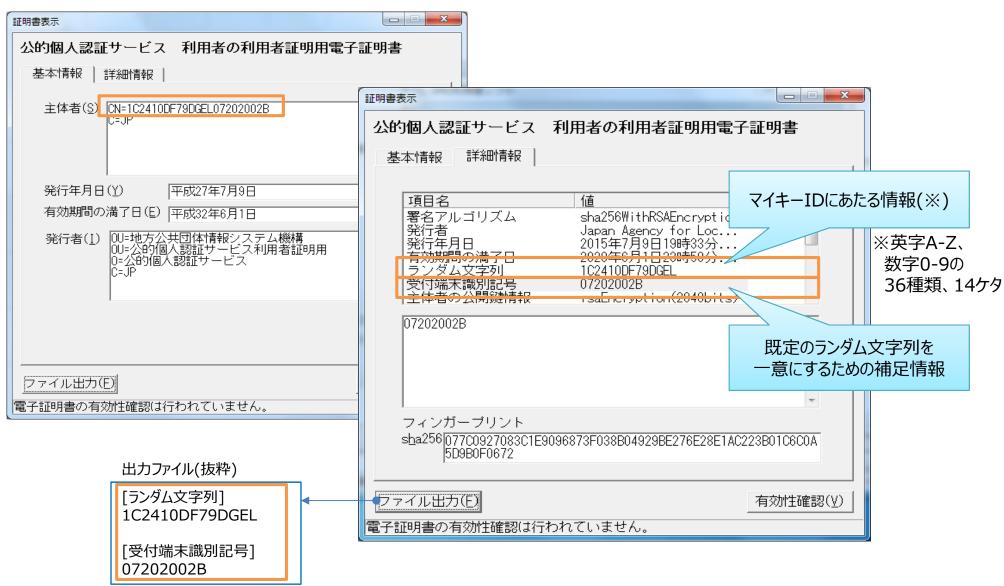
既定のランダム文字列をマイキーIDとして活用する場合、利用者証明用電子証明書の失効(5回目の誕生日等)にともない、マイキーIDは新たなランダム文字列に切り替わり、サービスID等との連携は、新たなマイキーIDに引き継がれる。

また、本人が設定したマイキーIDを活用する場合、利用者証明用電子証明書が失効(5回目の誕生日等)されても、設定したマイキーIDおよびサービスID等との連携は、そのまま引き継がれる。

マイキーIDと利用者証明用電子証明書(素案)

公的個人認証サービスから提供される利用者クライアントソフトウェアでは、「自分の証明書」の「詳細情報」において、利用者証明用電子証明書内容を確認できる。

マイキーIDのマイナンバーカードへの搭載内容の確認は、この機能を利用することを想定する。



マイキーID登録画面のイメージ(素案)



http://wwwxxxxxxxxx/xxxxx/

マイキープラットフォーム



[マイキーIDの登録]

(1)既定のランダム文字列をマイキーIDとする場合(本登録)

- あなたのランダム文字列は、以下のとおりです。
- ・これをマイキーIDとして使用する場合は、【登録】ボタンを押してください。
- ・メッセージ欄に、「正常に登録されました。」と表記された場合、登録作業は終了です。 店舗等にてサービスIDと連携させて、ご利用ください。

ランダム文字列: 1C2410DF79DGEL

登録

メッセージ欄(正常に登録されました。)

・ご自身で希望するマイキーIDを設定したい場合は、【(2)】に進んでください。

(2)マイキーIDをご自身で設定する場合(仮登録)

- ・ご自身でマイキーIDを設定いただき、【仮登録】ボタンを押してください。
- ・メッセージ欄に「正常に仮登録されました。」と表記された場合、仮登録作業が終了です。 マイナンバーカードを持って、市区町村窓口で登録手続きを行ってください。 手続きが完了次第、店舗等にてサービスIDと連携させて、ご利用ください。
- ・重複等のエラーにより、メッセージ欄に「仮登録ができません」とのメッセージが表記される場合、 異なるマイキーIDを設定し、再度【仮登録】ボタンを押していただくか、上記(1)の方法でご登録ください。

※半角英大文字A-Z、半角数字0-9の36種類、 14ケタで設定願います。

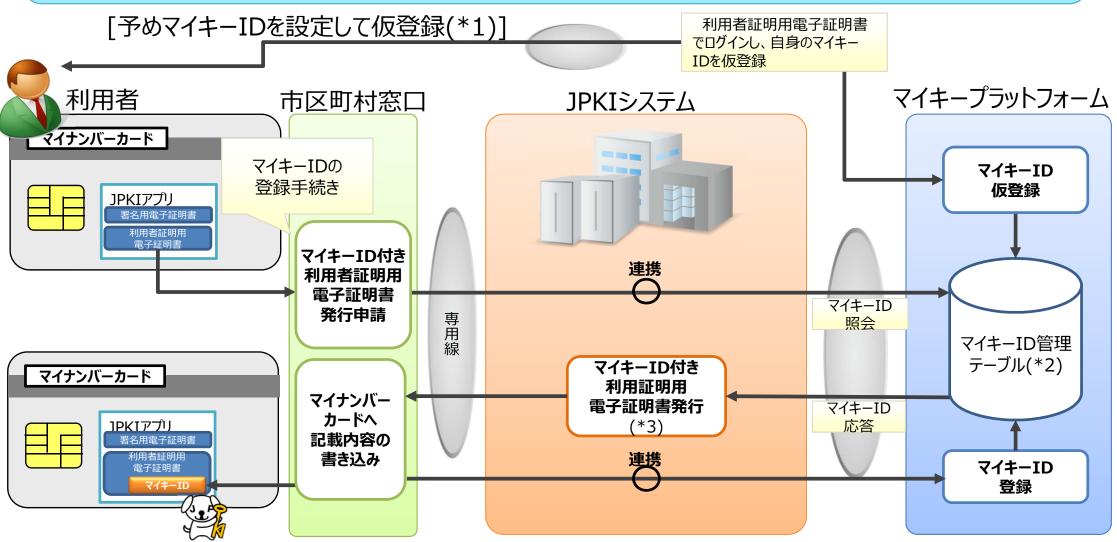
仮登録

メッセージ欄(正常に仮登録されました。)

本人設定値を仮登録した場合の市区町村窓口での登録の仕組み(素案)

市区町村窓口で、マイキーIDを記載した利用者証明用電子証明書に登録してマイナンバーカードに書き込む方式

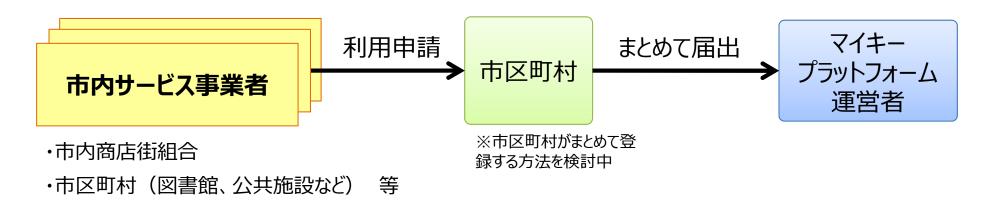
- 予め利用者はマイキープラットフォームにマイキーIDの設定値を仮登録する。
- 市区町村窓口では、マイキープラットフォームから取得したマイキーIDを記載した利用者証明用電子証明書を登録する。
- 利用者証明用電子証明書が更新される際(5回目の誕生日等)は、設定された14ケタのマイキーIDが継続される。



- (*1) 利用者は、インターネットで利用者証明用電子証明書でログインし、本人設定値のマイキーIDを仮登録する(仮登録時にマイキーIDの一意性が担保される)。
- (*2) 本検討では、マイキーID仮登録時に、本人設定値のマイキーIDと利用者の利用者証明用電子証明書を保有するものとしている。
- (*3) 利用者証明用電子証明書の二重発行はできないため、マイキーIDとして本人設定値を使う場合は、利用者証明用電子証明書の発行時に、既存のものを失効する。

サービス事業者による利用申請(素案)

- ・市内サービス事業者は、市区町村に対してマイキー連携するサービス事業者としての利用申請を行う。市区町村が纏めてマイキープラットフォームに利用届出を行う方法を検討中。
 - ※サービス店舗や端末の登録方法も合わせて検討中。

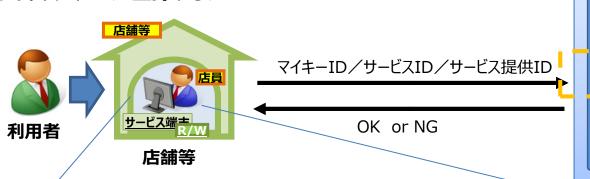


事業者区分	サービス事業者	提供サービス名	サービス提供ID(※1)
A市	商店街組合a1	○○商店街ポイントカード	A-a1-0001
	図書館β1	△△図書館貸出システム	Α-β1-0001
	公共施設γ1	□□公共施設予約システム	Α-γ1-0001

(※1)サービス提供IDは一意 に識別する必要があるため、桁 数については別途検討

サービス登録時(サービスID登録)(素案)

利用者は、サービスの初回利用時、店舗等のサービス端末にて、マイキーIDで利用するサービスに応じたサービスIDをマイキープラットフォームに登録する。





手順 1 : マイナンバーカードをIC カードリーダライタにかざす。





手順 2:利用登録するサービスの カードをリーダライタにかざす。





手順3:【登録】ボタンを押す。

受付アプリ

サービスID登録

手順 1 : あなたのマイキーIDを読み取ります。 【読取】ボタンを押して、マイナンバーカードをIC カードリーダライタにかざしてください。

1C2410DF79DGEL

読取

手順 2 : 登録するあなたのサービスIDを読み取ります。 【読取】ボタンを押して、サービスの利用カードをリーダライタにかざしてください。

ABCDEFGHI

読取

手順3:あなたのサービスID登録をしますので、 【登録】ボタンを押してください。

登録

メッセージ(※)

(※)メッセージ例: 既にサービスID登録済み

サービスIDを マイキープラッ トフォームに 登録する画面例